

## ○ 農地法第4条・第5条転用届出（市街化区域の農地）提出書類

番号	提出書類	説明		4条	5条	チェック
1	届出書			2通	3通	
2	委任状	委任された者（代理人）が届出を行う場合		1通		
3	全部事項証明書（土地）	法務局で交付された原本		1通		
4	位置図	1 / 20,000 程度	] 仮換地の指定を受けている場合 不要（10を提出）	1通		
5	案内図	住宅地図のコピーなど		1通		
6	土地の地番・地目を表示する図面	公図の写しに地目を表示したものなど		1通		

下記 7 ～ 10 については、「該当する場合」のみ提出してください。

7	農地法第20条の許可書	賃貸借農地の場合		1通		
8	解約につき、合意の成立したことを証する書類	賃貸借の農事調停等により、解約されることとなっている場合		1通		
9	戸籍（除籍）全部事項証明書など	届出者が真正な権利者であるか、土地全部事項証明で確認できない場合（相続登記未完了など）		1通		
10	仮換地指定通知 又は、仮換地証明の写し （土地区画整理事業施行地内）	仮換地指定を、受けている場合		1通		

- 注意事項)
- 1) 全部事項証明書（土地）に記載された所有者と、届出人が一致しない場合  
→ 現行の登記内容と変更内容（住所変更・相続の発生など）が、確認（突合）できる書類を提出（住民票、戸籍全部事項証明書、戸籍の附票など）
  - 2) 仮換地指定を受けている場合  
土地表示は二段書き  
（右記のとおり）

従前地等は、黒書き
仮換地番等は、朱書き
  - 3) 各種証明書・住民票等については、届出書の提出日前3ヶ月以内に交付されたものを提出してください。
  - 4) 随時受け付けておりますが、不足書類がある場合は、受付できません。  
（届出書の提出は、届出内容を説明できる方が行ってください。）

<届出書に関する問合せ・提出先>

鶴ヶ島市農業委員会

電話 049-271-1111（市役所代表）

農業委員会事務局 内線222